

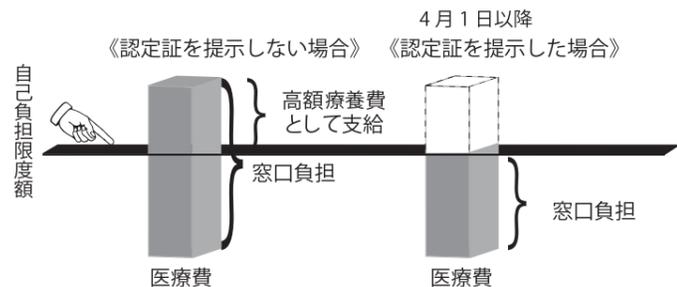
窓口負担が軽減されます

4 月1日(日)から、同じ月内に同じ医療機関に通院し、その医療機関への支払いが左記の自己負担限度額を超える場合、『限度額適用認定証』を提示することで、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

『限度額適用認定証』の交付を受けるには申請が必要です。

年齢	世帯の住民税	世帯の合計所得	1カ月のうち1人の自己負担限度額(外来)
70歳未満	課税	600万円以上	150,000円+(1ヶ月の総医療費-500,000円)×1% ※1
		600万円未満	80,100円+(1ヶ月の総医療費-267,000円)×1% ※2
70歳以上	課税	—	35,400円
	非課税	—	8,000円

※1 過去12カ月以内に自己負担限度額に達した回数が4回目以降は83,400円
 ※2 過去12カ月以内に自己負担限度額に達した回数が4回目以降は44,400円



私たちの場合はどうなるの…
 ▼1カ月の外来診療費1100万円
 ▼窓口負担(3割負担)330万円

<p>世帯の合計所得 800万円の場合</p> <p>自己負担限度額 155,000円</p> <p>認定証の提示有り</p> <p>・窓口負担 155,000円</p> <p>認定証の提示無し</p> <p>・窓口負担 300,000円</p> <p>・高額療養費支給額 145,000円</p>	<p>世帯の合計所得 300万円の場合</p> <p>自己負担限度額 87,430円</p> <p>認定証の提示有り</p> <p>・窓口負担 87,430円</p> <p>認定証の提示無し</p> <p>・窓口負担 300,000円</p> <p>・高額療養費支給額 212,570円</p>	<p>住民税非課税世帯</p> <p>自己負担限度額 35,400円</p> <p>認定証の提示有り</p> <p>・窓口負担 35,400円</p> <p>認定証の提示無し</p> <p>・窓口負担 300,000円</p> <p>・高額療養費支給額 264,600円</p>
---	---	---

対象者	申請先	手続き
国民健康保険・後期高齢者医療に加入している ・70歳未満の人 ・70歳以上で世帯主と国民健康保険加入者全員が住民税非課税である世帯の人 ・75歳以上で住民税非課税世帯の人	申請先 ・国保年金課 (伊豆長岡庁舎) ・葦山、大仁支所市民課 持ち物 ・認め印 ・本人確認書類(窓口受け取りの場合) ・委任状(代理人が受け取りの場合)	高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証を医療機関の窓口で提示すると、認定証と同じ役割を果たすので、申請は必要ありません

問合せ
 国保年金課
 ☎055(9)4(8)2905

70歳から74歳の皆さんへ

医療機関 窓口負担1割を継続

制度改正により70歳から74歳の人が医療機関で治療を受けたときに支払う窓口負担は、4月から2割に変更することになっていましたが、この改正が引き続き凍結され、1割負担が継続されることになりました。4月から使用する国民健康保険高齢受給者証は3月の下旬に発送します。

【ご注意ください】

- ①『3割』負担の人、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた人は除きます。
- ②受給者証は、毎年8月の更新時に前年の所得などをもとに窓口負担が決められます。また、所得の修正や世帯構成が変わった場合などに窓口負担が変更になる場合があります。



問合せ
 国保年金課
 ☎055(9)4(8)2905

高齢者と障がい者の皆さんへ

救急医療情報キットを配布

高齢者や障がい者などの皆さんが、緊急時に必要な情報を保管することにより、救急時の医療活動に活用してもらうための救急医療情報キットを無料で配布します。

- 対象 市内在住で、次のいずれかに該当する人
- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
 - ② 65歳以上の高齢者のみ世帯の人
 - ③ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人
 - ④ 上記に準ずる人で、日頃健康に不安があると認められる人など
- 申請 3月1日(木)以降、高齢者支援課または障がい福祉課(いずれも大仁庁舎)で申請してください。
- 持ち物 対象者の介護保険者証、後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などのいずれか持っているもの。



《緊急医療情報キット》
 『かかりつけ医』や『薬剤情報提供書(写)』などの医療情報や、『健康保険書(写)』などの情報を容器に入れ、自宅に保管しておくことで万一の救急時に備えるものです。

問合せ(高齢者) 高齢者支援課
 ☎0558-76-8011
 (障害者) 障がい福祉課
 ☎0558-76-8007

忘れていませんか

敬老祝金 使用期限は今年(3月)末

市では昨年、高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、75歳以上の人に敬老祝金を書留郵便にて贈呈いたしました。

敬老祝金は3,000円分の商品券で、使用期限が平成24年3月31日(土)までです。まだ使用していない人は、期限までに取扱店で引き換えてください。



◆祝金贈呈対象者：75歳以上(昭和11年4月1日以前生まれ)で平成23年4月1日以前に伊豆の国市内に住民登録され、かつ、同年8月1日まで引き続き市内に居住していた人

注意 市役所が敬老祝金のご直接問い合わせることはありません。不審な電話などにご注意ください。



問合せ 高齢者支援課
 ☎0558-76-8011